

蒲郡市情報公開・個人情報・行政不服審査会への諮問を要しない審査請求について

令和8年6月5日

蒲郡市情報公開・個人情報・行政不服審査会決定

次の表に掲げる事項に該当すると蒲郡市情報公開・個人情報・行政不服審査会（以下「審査会」という。）の会長が認めた審査請求は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項第5号の規定により、審査会への諮問を要しないものとする。

番号	内 容
1	処分の要件が明確に定められ、行政裁量が認められず、審査会に諮問するまでもなく、要件該当性を客観的に判断することができる場合
2	過去に同様の審査請求が提起され、先例となる答申が存在し、調査審議しても先例の答申と同様の結論となると見込まれる場合